

神戸市患者等搬送事業指導要綱

平成2年4月1日制定
平成13年4月1日一部改正
平成18年12月28日一部改正
平成23年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和6年1月25日一部改正

神戸市消防局

神戸市患者等搬送事業指導要綱

目 次

第1章 総則	
目的（第1条）	3
用語の定義（第2条）	3
第2章 患者等搬送事業の指導	
患者等搬送事業実施の基本原則（第3条）	3
応急手当の実施（第4条）	3
消防機関への通報（第5条）	3
知識及び技術の維持向上（第6条）	3
患者等搬送用自動車の外観（第7条）	4
患者等搬送用自動車の表示（第8条）	4
消毒の実施要領（第9条）	4
安全衛生管理（第10条）	4
乗務員の服装（第11条）	4
適任証の取得講習（第12条）	4
適任証の交付手続き（第13条）	4
講習の実施要領（第14条）	4
適任証の有効期限（第15条）	5
適任証の再交付（第16条）	5
適任証の返納（第17条）	5
個別指導基準（第18条）	5
第3章 認定基準	
患者等搬送事業の認定（第19条）	5
認定対象の事業者（第20条）	6
認定の申請（第21条）	6
認定の審査（第22条）	6
認定証等の交付（第23条）	6
認定証等の掲示（第24条）	6
認定の有効期限及び認定の更新（第25条）	6
認定証等の再交付（第26条）	6
業務内容の変更届出等（第27条）	7
消防機関への報告（第28条）	7
認定事業者の調査及び指導（第29条）	7
認定の取消し（第30条）	7
認定の失効（第31条）	7
認定の休止（第32条）	7
認定証等の返納（第33条）	7
[別表・別図]	
定期講習（適任証取得再講習）実施基準表（別表第1）	9
適任証取得講習実施基準表（乗務員）（別表第2の1）	10
適任証取得講習実施基準表（乗務員（車椅子専用））（別表第2の2）	11
ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車による患者等搬送事業の指導基準 （別表第3の1）	12
車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業の指導基準（別表第3の2）	13
患者等搬送用自動車に積載する資器材（別表第4の1）	14
患者等搬送用自動車（車椅子専用）に積載する資器材（別表第4の2）	14
患者等搬送用自動車の表示方法（別図）	15

[様式]

患者等搬送乗務員適任証（様式第1号）	16
消毒実施記録表（様式第2号）	17
乗務員適任証取得 新規講習申込書（様式第3号の1）	18
乗務員適任証取得 再講習申込書（様式第3号の2）	19
特例認定申請書（様式第4号）	20
患者等搬送事業者適任証講習等管理簿（様式第5号）	21
適任証再交付申請書（様式第6号）	22
返納通知書（様式第7号）	23
患者等搬送事業者認定（更新）申請書（様式第8号）	24
乗務員名簿（様式第9号）	25
患者等搬送用自動車表（様式第10号）	26
患者等搬送用自動車積載資器材表（様式第11号）	27
患者等搬送事業者認定審査調査表（様式第12号）	28
患者等搬送事業者認定審査結果通知書（様式第13号）	29
認定証（様式第14号）	30
患者等搬送事業者認定マーク（様式第15号の1）	31
患者等搬送事業者認定マーク（車いす専用）（様式第15号の2）	32
患者等搬送用自動車認定マーク（様式第16号）	33
認定証等受領書（様式第17号）	34
認定事業者台帳（様式第18号）	35
患者等搬送事業者一覧（様式第19号）	36
認定証等再交付申請書（様式第20号）	37
変更・休止・廃止届出書（様式第21号）	38
特異事案・事故発生等報告書（様式第22号）	39
患者等搬送状況報告書（様式第23号）	40
患者等搬送事業者調査結果通知書（様式第24号）	41
改善計画・結果報告書（様式第25号）	42
認定取消通知書（様式第26号）	43
認定調査書（様式第27号）	44
認定休止通知書（様式第28号）	45

神戸市患者等搬送事業指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、救急業務規程（平成12年3月消訓令第9号。）に基づき、民間による患者等の搬送事業者に対し、必要な指導を行うとともに一定の基準に適合する患者等の搬送事業者の認定を行うことにより患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「患者等」とは、要援護者及び傷病者等をいう。
- (2) 「患者等搬送事業」とは、患者等を医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設等への送迎に際し、ストレッチャー又は車椅子等を固定できる自動車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を用いて搬送を実施する事業をいう。
- (3) 「患者等搬送事業者」とは、患者等搬送事業を行う事業者の経営者又は管理責任者をいう。
- (4) 「患者等搬送業務」とは、患者等搬送用自動車を使用し、患者等を搬送する業務をいう。
- (5) 「乗務員」とは、患者等搬送用自動車に乗車し、搬送業務に従事する者をいう。

第2章 患者等搬送事業の指導基準

(患者等搬送事業実施の基本原則)

第3条 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚し、患者等への接遇に配慮しつつ、関連法規を遵守しなければならない。

- 2 患者等搬送事業者は、緊急性のない患者、または緊急性の乏しい患者を搬送対象とすること。患者に容態変化があった際は、即座に応急手当の実施、消防機関への通報ができる体制を整えておくものとする。
- 3 患者等搬送事業者は、当該事業者、患者等搬送用自動車及びパンフレットその他これらに類するものに消防機関の行う救急業務と紛らわしい表示をしてはならない。
- 4 認定業者は、事業に関し、消防長から求めがあったときは、消防長に報告するものとする。

(応急手当の実施)

第4条 患者等搬送業務中は、症状の悪化防止に万全の配慮を行うものとし、当該業務中において症状が悪化し、緊急を要する場合は応急手当を実施するものとする。

(消防機関への通報)

第5条 患者等搬送事業者は、次の各号の一に該当するときは、患者等の所在する場所、状態、既往症及びかかりつけの医療機関等の情報を消防機関に通報し、救急自動車を要請するものとする。

- (1) 患者等の搬送依頼時の依頼内容及び症状の聴取結果から、緊急に医療機関へ搬送する必要があるとき。なお、この場合は、併せて乗務員の派遣に努めるものとする。
- (2) 患者等の搬送依頼があった場所に到着後、症状等から緊急に医療機関へ搬送する必要があるとき。
- (3) 患者等の搬送途上において、症状が悪化した場合、救急自動車によって緊急に医療機関へ搬送する必要があるとき。

- 2 前項により救急自動車が到着したときは、救急隊に協力するものとする。

(知識及び技術の維持向上)

第6条 患者等搬送事業者は、乗務員に患者等の安全搬送に関する知識及び技術の向上に努めさせるものとする。

- 2 患者等搬送事業者は、乗務員の応急手当技能を適切に管理するため、患者等搬送乗務員適任証（様式第1号）（以下「適任証」という。）の交付を受けた乗務員に、2年に1回以上別表第1に掲げる定期講習（適任証取得再講習）を受講させること。

(患者等搬送用自動車の外観)

第7条 患者等搬送用自動車は、サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。

(患者等搬送用自動車の表示)

第8条 患者等搬送用自動車の車体には、患者等搬送用自動車である旨の表示を別図により行うものとする。

(消毒の実施要領)

第9条 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、次により行うものとする。

- (1) 毎月1回以上定期消毒を行うこと。
 - (2) 搬送毎に使用後消毒を行うこと。
 - (3) 医師から消毒について特別な指示があった場合は、当該指示に基づいた消毒を行うこと。
- 2 前項第1号の定期消毒を実施したときは、消毒実施記録表(様式第2号)に記録し、患者等搬送用自動車の内部の見やすい場所に表示しておくものとする。

(安全衛生管理)

第10条 患者等搬送用自動車及び積載資器材については、点検整備を確実にを行い、機能の適正化に努めなければならない。

- 2 患者等の搬送にあたっては、患者等及び同乗者に対して固定用ベルトを着装させるなど安全搬送のための措置を講じなければならない。
- 3 乗務員は、常に身体の清潔保持等の衛生管理に努めなければならない。

(乗務員の服装)

第11条 乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものとし、常に清潔の保持に努めなければならない。

- 2 乗務員の服装は、救急隊員の服装と紛らわしいものを使用してはならない。

(適任証の取得講習)

第12条 消防長(消防組織法(昭和26年法律第226号)第12条に定める消防本部の長をいう。以下同じ。)は、乗務員の業務に必要な応急処置技術等を習得させるため、別表第2の1又は別表第2の2に掲げる乗務員適任証取得講習を行うものとする。

- 2 前項に定める講習を受けようとする者は、乗務員適任証取得 新規講習申込書(様式第3号の1)により、消防長に申し込むものとする。

(適任証の交付手続き)

第13条 消防長は、前条の講習を修了した者又はこれと同等以上の応急処置技術等を有すると認める者(以下「特例認定」という。)として次の各号の一に該当する者に対して適任証を交付するものとする。

- (1) 救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者。
 - (2) 消防長が前一号に掲げる者以上の知識、技術等を有していると認める者
- 2 特例認定による適任証の交付を受けようとする者は、特例認定申請書(様式第4号)により消防長に申請するものとする。
 - 3 消防長は、第1項に掲げる者に適任証を交付するときは、患者等搬送事業者適任証講習等管理簿(以下「適任証講習等管理簿」という。)(様式第5号)に登録しておくものとする。
 - 4 適任証の交付にあたり必要となる実費は、申請者において負担するものとする。
 - 5 前項に定める額は、消防長が別に定める。

(講習の実施要領)

第14条 消防長は、第6条及び第12条に定める講習を次により行うものとする。

- (1) 講習の実施日時及び場所その他講習の実施に必要な事項を事前に患者等搬送事業者、講習の受講希望者等に広く知らせるものとする。

- (2) 講習受講の申請があったときは適任証講習等管理簿（様式第5号）により受理して講習を行うものとする。
- (3) 講習の受講にあたり必要となる教材費などの実費は、受講者において負担するものとする。なお、その額については第13条第5項に準ずるものとする。
- (4) 消防長は講習を他の機関に委託することができる。

（適任証の有効期限）

第15条 適任証の有効期限は2年とする。ただし、別表第1に掲げる定期講習（適任証取得再講習）を受けた者は、更に2年有効とする。

- 2 前項に定める講習を受けようとする者は、乗務員適任証取得再講習申込書（様式第3号の2）により、消防長に申し込むものとする。
- 3 消防長は、災害等やむを得ない理由により、定期講習（適任証取得再講習）を開催できなかった場合で、有効期限内に定期講習（適任証取得再講習）を受講することができない者がある場合は、その者の有効期限を延長することができる。
- 4 前項に定める有効期限を延長された者がその後に定期講習（適任証取得再講習）を受講した場合は、有効期限の認定失効前に定期講習（適任証取得再講習）を受講したものとして取り扱う。
- 5 止むを得ない理由により、有効期限内に別表第1に掲げる定期講習（適任証取得再講習）を受講できなかった者については、失効後1年間に限り定期講習（適任証取得再講習）の受講を認めることができる。ただし、この場合の資格の有効期限については、資格の失効前に定期講習（適任証取得再講習）を受講したものとして取り扱う。

（適任証の再交付）

第16条 適任証の交付を受けている者が、その適任証を亡失し、破損し又は汚損したときは、適任証再交付申請書（様式第6号）により再交付を受けることができる。

- 2 消防長は、前項の申請があったときは適任証講習等管理簿（様式第5号）により受理し、適任証を再交付するものとする。
- 3 適任証の再交付にあたり必要となる実費は、申請者において負担するものとする。なお、その額については第13条第5項に準ずるものとする。

（適任証の返納）

第17条 消防長は、適任証の交付を受けている者が乗務員として業務上ふさわしくない行為を行ったと認められたときは、返納通知書（様式第7号）によりその者に適任証の返納を求めることができる。

- 2 消防長は、他の消防本部の消防長が交付した適任証を有する者が乗務員として業務上ふさわしくない行為を行ったと認められるときは、その旨を、適任証を交付した消防長に通知するものとする。

（個別指導基準）

第18条 前条までに定めるほか、ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車による患者等搬送事業並びに車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業の指導については、次のとおりとする。

- (1) 業務に関する指導基準については、別表第3の1及び別表第3の2によるものとする。
- (2) 自動車に積載する資器材に関しては、別表第4の1及び別表第4の2によるものとする。

第3章 認定基準

（患者等搬送事業の認定）

第19条 消防長は第2章に規定する患者等搬送事業の基準に適合する患者等搬送事業者に対して、患者等搬送事業の認定（以下「認定」という。）をすることができる。

（認定対象の事業者）

第 20 条 認定の対象となる事業者は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に定める次の各号の者をいう。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

(認定の申請)

第 21 条 認定を受けようとする患者等搬送事業者は、患者等搬送事業認定（更新）申請書（様式第 8 号）により消防長に申請するものとする。

- 2 前項の申請書には、前条の認定の対象となる事業者であることを証明する事業免許等の写し、乗務員名簿（様式第 9 号）及び患者等搬送用自動車表（様式第 10 号）並びに患者等搬送用自動車積載資器材表（様式第 11 号）を添付するものとする。

(認定の審査)

第 22 条 消防長は、前条の申請を受け付けたときは、患者等搬送事業者認定審査調査表（様式第 12 号）に基づいて審査し、その結果を患者等搬送事業者認定審査結果通知書（様式第 13 号）により申請者に通知するものとする。

(認定証等の交付)

第 23 条 消防長は、前条に基づき認定した事業者（以下「認定事業者」という。）に対して患者等搬送事業者認定証（以下「認定証」という。）（様式第 14 号）、患者等搬送事業者認定マーク（以下「事業者認定マーク」という。）（様式第 15 号の 1 又は様式第 15 号の 2）及び患者等搬送用自動車認定マーク（以下「自動車認定マーク」という。）（様式第 16 号の 1 又は様式第 16 号の 2）を交付するとともに認定事業者から受領書（様式第 17 号）を徴収するものとする。

- 2 消防長は、認定証、事業者認定マーク及び自動車認定マーク（以下「認定証等」という。）を交付したときは、認定事業者台帳（様式第 18 号）を作成し、患者等搬送事業者一覧（様式第 19 号）に記録するものとする。

(認定証等の掲示)

第 24 条 事業者認定マークは、患者等搬送事業者の事業所等に掲示するものとする。

- 2 自動車認定マークは、患者等搬送用自動車後面で運転者の視野を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

(認定の有効期限及び認定の更新)

第 25 条 認定の有効期限は、認定を受けた日の翌日から起算して 5 年とする。

- 2 認定事業者は、継続して認定を受けようとするときは、消防長に対し、患者等搬送事業認定（更新）申請書（様式第 8 号）により、認定有効期限の 1 ヶ月前から更新の申請ができるものとする。
- 3 前項の更新認定の申請手続き及び認定の審査等は、第 21 条及び第 22 条を準用する。
- 4 消防長は、災害等やむを得ない理由により有効期限内に認定の更新ができなかった場合は、その事業者の有効期限を延長することができる。その際、消防長は有効期限を延長したことを市のホームページ等で周知する等の措置を講ずるものとする。
- 5 前項に定める有効期限を延長された事業者がその後認定の更新がされた場合は、有効期限の認定失効前に認定更新をしたものとして取り扱う。

(認定証等の再交付)

第 26 条 認定事業者は、認定証等を亡失、滅失又は破損したときは、消防長に対して認定証等再交付申請書（様式第 20 号）により再交付を受けることができる。

- 2 消防長は、前項の申請があったときは、認定事業者台帳（様式第 18 号）に記録し、認定証等を再交付するものとする。

(業務内容の変更届出等)

第 27 条 認定事業者は、次の各号の一に該当するときは、変更・休止・廃止届出書（様式第 21 号）により、速やかに消防長に届け出るものとする。

- (1) 認定申請書の記載内容に変更を生じたとき。
- (2) 患者等搬送事業の全部若しくは一部を休止し又は廃止したとき。

（消防機関への報告）

第 28 条 認定事業者は、次の各号の一に該当するときは、その概要を速やかに消防長に連絡するとともに、特異事案・事故発生等報告書（様式第 22 号）により報告しなければならない。

- (1) 患者等搬送業務中に患者等が死亡又は負傷したとき。
- (2) 患者等搬送業務中に患者等搬送用自動車が交通事故等により業務に支障が生じたとき。
- (3) 消防長が特に報告を必要と認めたとき。
- (4) その他患者等搬送事業に支障を及ぼす重大な事故を発生させたとき。

2 患者等搬送事業者は、患者等搬送状況報告書（様式第 23 号）により当月の状況を、翌月の 15 日までに消防長に報告するものとする。

（認定事業者の調査及び指導）

第 29 条 消防長は、年 1 回以上認定事業者に対して、第 22 条に準じて、患者等搬送事業の履行状況等について、調査を行うものとする。

- 2 消防長は、前項の調査又は前条第 1 項並びに必要なに応じて行った調査において、不適切な事項が認められたときは、調査結果通知書（様式第 24 号）により指導を行うものとする。
- 3 前項の指導を受けた事業者は、改善事項について、改善計画・結果報告書（様式第 25 号）により、1 週間以内に消防長に報告するものとする。

（認定の取消し）

第 30 条 消防長は、次の各号の一に該当するときは、認定事業者に対して認定取消通知書（様式第 26 号）により、認定の取消しを告知するとともに、認定証等の返納を求めることができる。

- (1) 認定事業者がこの要綱に違反しかつ是正を指導しても改善しないとき。
- (2) この要綱に違反しかつ人身事故若しくは感染事故等重大な事故を発生させたとき。
- (3) その他認定を継続することが不適当と判断される時。

2 消防長は、前項各号の一に該当し、若しくはそのおそれがあると認めるときは、その状況を認定調査書（様式第 27 号）に基づいて調査するものとする。

（認定の失効）

第 31 条 認定は、次の各号の一に該当する時、その効力を失う。

- (1) 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の許可等が取り消され又は失効したとき。
- (2) 患者等搬送事業を廃止したとき。
- (3) 認定の有効期間が満了し更新の認定を受けないとき。

（認定の休止）

第 32 条 消防長は、第 29 条の調査並びに必要なに応じて行った調査において、不適切な事項が認められ、調査結果通知書（様式第 24 号）により指導を行い、指導事項の改善が見込まれるも、早急に改善することができない場合、指導事項が改善できるまでの間、一時的に認定を休止することができる。その際、消防長は、認定を休止したことを、認定休止通知書（様式第 28 号）により、認定事業者に対して通知するとともに、市のホームページ等で周知する等の措置を講ずるものとする。

2 前項の指導を受け認定を休止した事業者は、指導事項が改善すれば、改善計画・結果報告書（様式第 25 号）により、消防長に報告するものとする。

（認定証等の返納）

第 33 条 認定事業者は、次の各号の一に該当するときは、当該認定証等を消防長に返納しなければならない。

- (1) 前条により認定の効力を失ったとき。

(2) 患者等搬送用自動車の数を減じたとき。

- 2 消防長は、前項に基づく認定証等の返納が行われないときは返納通知書（様式第7号）により、認定事業者に対して当該認定証等の返納を求めることができる。

付則

この要綱は、平成2年5月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
2 第16条に基づき交付された改正前の患者等搬送乗務員適任証は、改正後も有効とする。

付則

- 1 この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

別表第1（第6条，第15条関係）

定期講習（適任証取得再講習）実施基準表

1 定期講習（適任証取得再講習）カリキュラム	
講習科目	時間（1単位は45分，合計3単位）
(1) 観察及び応急処置	2単位
(2) 体位管理要領	1単位
2 その他 講習資料は，消防長が別途定める。	

乗務員適任証取得講習実施基準表（乗務員）

1 適任証取得講習カリキュラム			
講習科目		時間（1単位は45分，合計24単位）	
（1）総論		1単位	
（2）観察要領及び応急措置 （一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む）		13単位	
（3）体位管理要領		2単位	
（4）消防機関との連携要領		2単位	
（5）車両資器材の消毒及び感染防止要領		2単位	
（6）搬送法		2単位	
（7）修了考査		2単位	
2 合否の判定			
考査科目		配点	合格点
① 実技	観察要領及び応急処置	60点	48点以上
② 筆記	総論・消防機関との連携要領	20点	16点以上
	車両資器材の消毒及び感染防止要領	20点	16点以上
3 その他			
（1）各考査科目において合格点に満たない者は再講習を行うものとする			
（2）講習資料は消防長が別途定める			

乗務員適任証取得講習実施基準表（乗務員（車椅子専用））

1 適任証取得講習カリキュラム			
講習科目		時間（1単位は45分，合計16単位）	
（1）総論		1単位	
（2）観察要領及び応急措置 （一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む）		9単位	
（3）体位管理要領		1単位	
（4）消防機関との連携要領		2単位	
（5）車両資器材の消毒及び感染防止要領		1単位	
（6）搬送法		1単位	
（7）修了考査		1単位	
2 合否の判定			
考査科目		配点	合格点
① 実技	観察要領及び応急処置	60点	48点以上
② 筆記	総論・消防機関との連携要領	20点	16点以上
	車両資器材の消毒及び感染防止要領	20点	16点以上
3 その他			
（1）各考査科目において合格点に満たない者は再講習を行うものとする			
（2）講習資料は消防長が別途定める			

別表第3の1（第18条関係）

ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車による患者等搬送事業の指導基準

指導事項	指導内容
1 乗務員の要件	<p>乗務員は満18才以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1) 別表第2の1に掲げる消防機関が行う講習を修了した者。</p> <p>(2) 第13条第1項に掲げる前号の者と同等以上の知識及び技能を有する者</p>
2 患者等搬送乗務員適任証の交付	<p>(1) 消防長は、1の(1)及び(2)の該当者に対して、別記様式第2号に定める適任証を交付すること。</p> <p>(2) 適任証の有効期限は、2年とすること。ただし、第6条第2項で定める定期講習（適任証取得再講習）を受けた者についてはさらに2年有効とし、それ以降も同様とすること。</p>
3 適任証の携行	<p>乗務員は、搬送業務に従事するときは、適任証を携帯すること。</p>
4 運行体制	<p>患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき2名以上の乗務員をもって業務を行わせること。</p> <p>ただし、退院等を目的とした運行をする場合、又は医師若しくは看護師等が同乗する場合は、乗務員を1名とすることができること。</p>
5 患者等搬送用自動車の要件	<p>患者等搬送用自動車は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものであること。</p> <p>① 十分な緩衝装置を有すること。</p> <p>② 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。</p> <p>③ 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。</p> <p>④ ストレッチャー及び車椅子等を使用する場合、確実に固定できる構造であること。</p> <p>⑤ 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。</p>

別表第3の2（第18条関係）

車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業の指導基準

指導事項	指導内容
1 乗務員（車椅子専用）の要件	<p>車椅子のみを固定できる患者等搬送用自動車（以下「患者等搬送用自動車（車椅子専用）」という。）に同乗し搬送業務に従事する者（以下「乗務員（車椅子専用）」という。）は満18才以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1) 別表第2の2に掲げる消防機関が行う講習を修了した者。</p> <p>(2) 第13条第1項に掲げる前号の者と同等以上の知識及び技能を有する者</p>
2 患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）の交付	<p>(1) 消防長は、1の(1)及び(2)の該当者に対して、別記様式第2号に定める患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）（以下「適任証（車椅子専用）」という。）を交付すること。</p> <p>(2) 適任証（車椅子専用）の有効期限は、2年とすること。ただし、第6条第2項で定める定期講習（適任証取得再講習）を受けた者についてはさらに2年有効とし、それ以降も同様とすること。</p>
3 適任証（車椅子専用）の携行	<p>乗務員（車椅子専用）は、搬送業務に従事するときは、適任証（車椅子専用）を携帯すること。</p>
4 運行体制	<p>患者等搬送用自動車（車椅子専用）を用いて搬送を実施する事業（以下「患者等搬送事業（車椅子専用）」という。）を行う者（以下「患者等搬送事業者（車椅子専用）」という。）は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）1台につき1名以上の乗務員（車椅子専用）をもって業務を行わせること。</p> <p>ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合等については、医師等を同乗させる、又は乗務員（車椅子専用）数を2名以上とする等、対応に必要な体制を確保すること。</p>
5 患者等搬送用自動車（車椅子専用）の要件	<p>患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものであること。</p> <p>① 十分な緩衝装置を有すること。</p> <p>② 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。</p> <p>③ 乗務員（車椅子専用）が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。</p> <p>④ 車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。</p> <p>⑤ 車椅子の乗降を容易するための装置を備えていること。</p> <p>⑥ 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。</p>

別表第4の1（第18条関係）

患者等搬送用自動車に積載する資器材

項目	資器材名
呼吸管理用資器材	バッグバルブマスク ポケットマスク
保温・搬送用資器材	敷物 保温用毛布 担架 枕
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル 絆創膏
消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 ※AED

「※」は任意の積載とする。

別表第4の2（第18条関係）

患者等搬送用自動車（車椅子専用）に積載する資器材

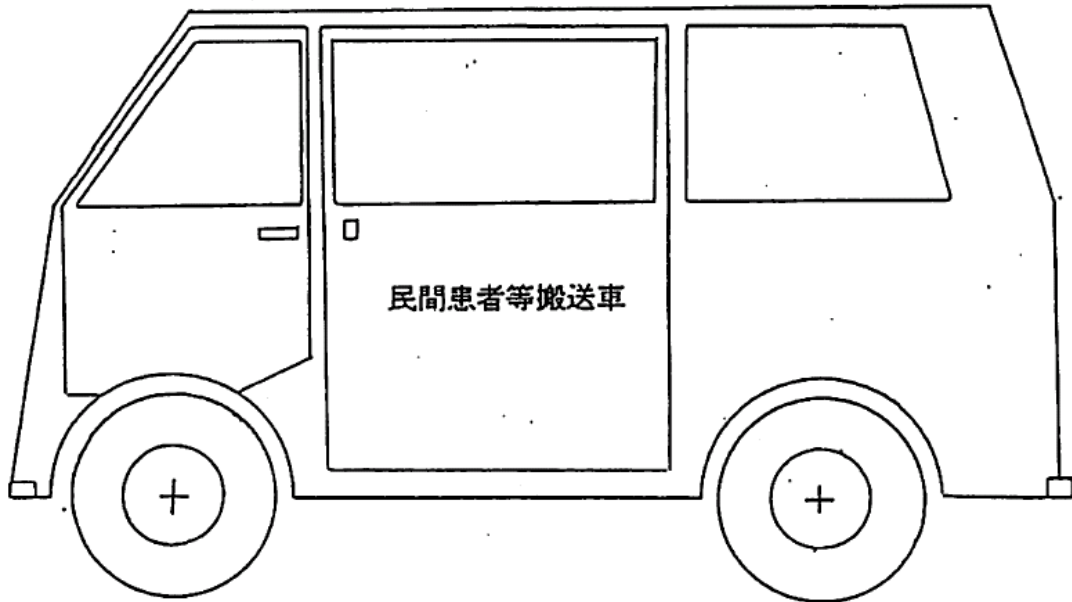
項目	資器材名
呼吸管理用資器材	※バッグバルブマスク ポケットマスク
保温・搬送用資器材	※敷物 保温用毛布 担架 ※枕
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル 絆創膏
消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ※ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 ※AED

「※」は任意の積載とする。



患者等搬送用自動車の表示方法

- 1 文字は、横書きとし、自動車の両側面及び後面に行うものとする。
- 2 表示する文字は、「民間患者等搬送車」とし文字の大きさは、縦横5cm以上とする。ただし、国土交通省で定める患者等輸送車における表示がある場合は、この限りでない。

（例）



患者等搬送乗務員適任証

 患者等搬送乗務員適任証	
写真	第 号
	神戸 太郎
	年 月 日生
	上記の者は、患者等搬送乗務員 に適することを証明する。
	年 月 日 神戸市消防長 
有効期限： 年 月 日	

注 意 事 項

- 1 本証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- 2 本証は、記載事項を変更したり変造してはならない。
- 3 本証は、搬送業務に従事するときに携帯されなければならない。

（ 年）消毒実施記録表

実施月日	使用薬品及び濃度	実施者
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
(備考)		

様式第3号の1 (第12条関係)

乗務員適任証取得 新規講習申込書

年 月 日

神戸市消防長 宛

講習日	年 月 日 ()
受講者氏名	ふりがな
生年月日	
住 所	〒
電 話	
メールアドレス	
備 考	

※楷書でわかりやすく記入してください。

乗務員適任証取得 再講習申込書

年 月 日

神戸市消防長 宛

講習日	年 月 日 ()
ふりがな	
受講者氏名	
生年月日	
住 所	
電 話	
メールアドレス	
患者等搬送乗務員 適任証番号	
備 考	

※楷書でわかりやすく記入してください。

乗務員適任証 特例申請申込書

年 月 日

神戸市消防長 宛

神戸市患者等搬送事業指導要綱第13条に基づき、適任証取得の特例認定について申請します。

申請者氏名	ふりがな
生年月日	
住 所	〒 -
電 話	
メールアドレス	
注意事項	1 患者等乗務員適任証講習を修了した者と同等以上と認められる資格を証明するものの写しを添付すること 2 写真は申請日の1カ月以内に撮影した正面上半身(2.4cm×3.0cm)のもので裏面に撮影年月日と氏名年齢を記載したものを1枚添付すること
備 考	

※楷書でわかりやすく記入してください。

様式第 6 号 (第 16 条関係)

適任証再交付申請書

年 月 日

神戸市消防長 宛

下記の理由により、適任証を（亡失・汚損・破損）しましたので適任証の再交付を申請します。

申請者氏名	ふりがな
住 所	〒 -
電 話	
メールアドレス	
適任証番号	
適任証交付日	
備 考	

※楷書でわかりやすく記入してください。

返納通知書

神消警救第 号 年 月 日	
様	
神戸市消防長	
患者等搬送事業指導要綱第 条第 号に基づき、下記の認定証等を速やかに返納してください。	
記	
返納する物品及び数量	
返納の理由	
返納先	〒650 - 8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市消防局警防部救急課

(問い合わせ先)

〒650 - 8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市消防局警防部救急課 電話(078)325-8524

患者等搬送事業者認定（更新）申請書

年 月 日	
神戸市消防長 宛	
申請者 氏 名	
患者等搬送事業者認定（更新）について下記のとおり申請します。	
記	
事業者名	
所在地	電話（ ） FAX（ ）
事業者の代表 職・氏名	
国土交通省 免許登録番号等	
定款に定める事業内容	
患者等搬送事業を 実施する営業所等 の名称・所在地	電話（ ） FAX（ ）
※受付	※経過

- (注) 1 添付書類（国土交通省免許登録の写し，乗務員名簿，患者等搬送用自動車表，患者等搬送用自動車資器材表及び制服と患者等搬送用自動車のカラー写真（正面側面，背面が映ったもの）
- 2 ※印欄は記載しないこと

様式第8号(裏面)

営業の区域			
申請車両台数	うち車椅子専用 台 台	料金 体系	<input type="checkbox"/> メーター制 <input type="checkbox"/> 時間制 <input type="checkbox"/> 距離制 <input type="checkbox"/> その他 ()
営業の時間	<input type="checkbox"/> 24時間 <input type="checkbox"/> : ~ :	適任証取得者数	名
制服	有・無		
年間の営業実績 (件)	病院等通入院		福祉施設等への送迎
	退 院		
	転 院		
事業案内の有無	有・無	有りの場合は、案内書を添付	
医療機関等との 搬送契約の有無	有・無	有りの場合は、医療機関等の名称及び契約概要を記入	
(備考)			

乗務員名簿

番号	氏名	性別	年齢	患者等搬送乗務員適任証		
				適任証番号	交付年月日	交付機関名

(注) 各乗務員の適任証の写しを添付すること

患者等搬送用自動車表

車名		型式	
自動車登録番号		塗色	
換気装置	有 ・ 無	定員	人
暖房装置	有 ・ 無	冷房装置	有 ・ 無
ストレッチャーの固定装置	有 ・ 無	患者等の固定用ベルト	有 ・ 無
車椅子の固定装置	有 ・ 無	同乗者用シートベルト	有 ・ 無
患者等収容方式		<input type="checkbox"/> ストレッチャー及び車椅子 <input type="checkbox"/> 車椅子専用	
患者等収容部分の大きさ ^{注3}	長さ	cm	幅
			cm
	高さ		cm
通信装置種別	<input type="checkbox"/> 携帯電話 (番号： <input type="text"/>) <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)	消毒表の表示位置	
その他			

- (注) 1 この様式は患者等搬送用自動車毎に提出すること
 2 自動車毎に自動車検査証の写しを提出すること
 3 自動車内の専らストレッチャー又は車椅子により占有される部分の大きさのこと

様式第 11 号 (第 21 条関係)

患者等搬送用自動車積載資器材表

車名		患者等収容方式	<input type="checkbox"/> ストレッチャー及び車椅子 <input type="checkbox"/> 車椅子専用		
型式		車両登録番号			
品名 (型式)		数量	品名 (型式)		数量

(注) この様式は患者等搬送用自動車毎に提出すること

患者等搬送事業者認定審査調査表

年 月 日

神戸市消防長 様

調査員
氏 名

患者等搬送事業者認定（更新）の申請について、調査した結果は下記のとおりでしたので報告
します。

記

1 総論的結論

- (1) 認定証を交付してさしつかえない。
- (2) 審査基準に適合しないため認定しない。

2 調査員の意見

3 項目別審査内容は、別表のとおり。

(別表)

事業者名			
代表者 職・氏名			
所在地	電話 ()		
自動車の形態	<input type="checkbox"/> 患者等搬送用自動車 <input type="checkbox"/> 患者等搬送用自動車 (車椅子専用)		
車名		型式	
自動車登録番号			
	審査項目	判定	備考
1	乗務員の資格要件	適・不適	適任証取得者数 名
2	1台あたりの乗務体制	適・不適	
3 患者等搬送用自動車の要件	(1) 緩衝装置	適・不適	
	(2) 換気・冷房・暖房	適・不適	
	(3) 室内スペース	適・不適	
	(4) ストレッチャー, 車椅子等の固定	適・不適	
	(5) 傷病者の固定ベルト	適・不適	
	(6) 同乗者のシートベルト	適・不適	
	(7) 通信連絡装置	適・不適	
4	車両の外観	適・不適	
5	積載資器材	適・不適	
6	車両, 資機材の消毒体制	適・不適	
7	服装	適・不適	
8	パンフレット等の表示	適・不適	
9	道路運送法の許可, 登録の状況	適・不適	
10	その他	適・不適	

患者等搬送事業者認定審査結果通知書

神消警救第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
様	神戸市消防長
_____ 年 _____ 月 _____ 日付で申請のあったことについては、下記により	認定する。 認定しない。
記	
患者等搬送事業者認定 (新規・更新)	
事業者名	
所在地	電話 ()
認定証等の交付に関する通知事項	
認定しない理由	
備考	(問い合わせ先) 〒650 - 8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市消防局警防部救急課 電話 (078) 325-8524

患者等搬送事業者認定証

神戸市消防局が定める患者等搬送事業認定基準に
適合していることを認定する。

1 事業者名

2 代表者名

3 所在地

4 形態 患者等搬送用自動車
 患者等搬送用自動車 (車椅子専用)

5 有効期限

年 月 日まで

年 月 日

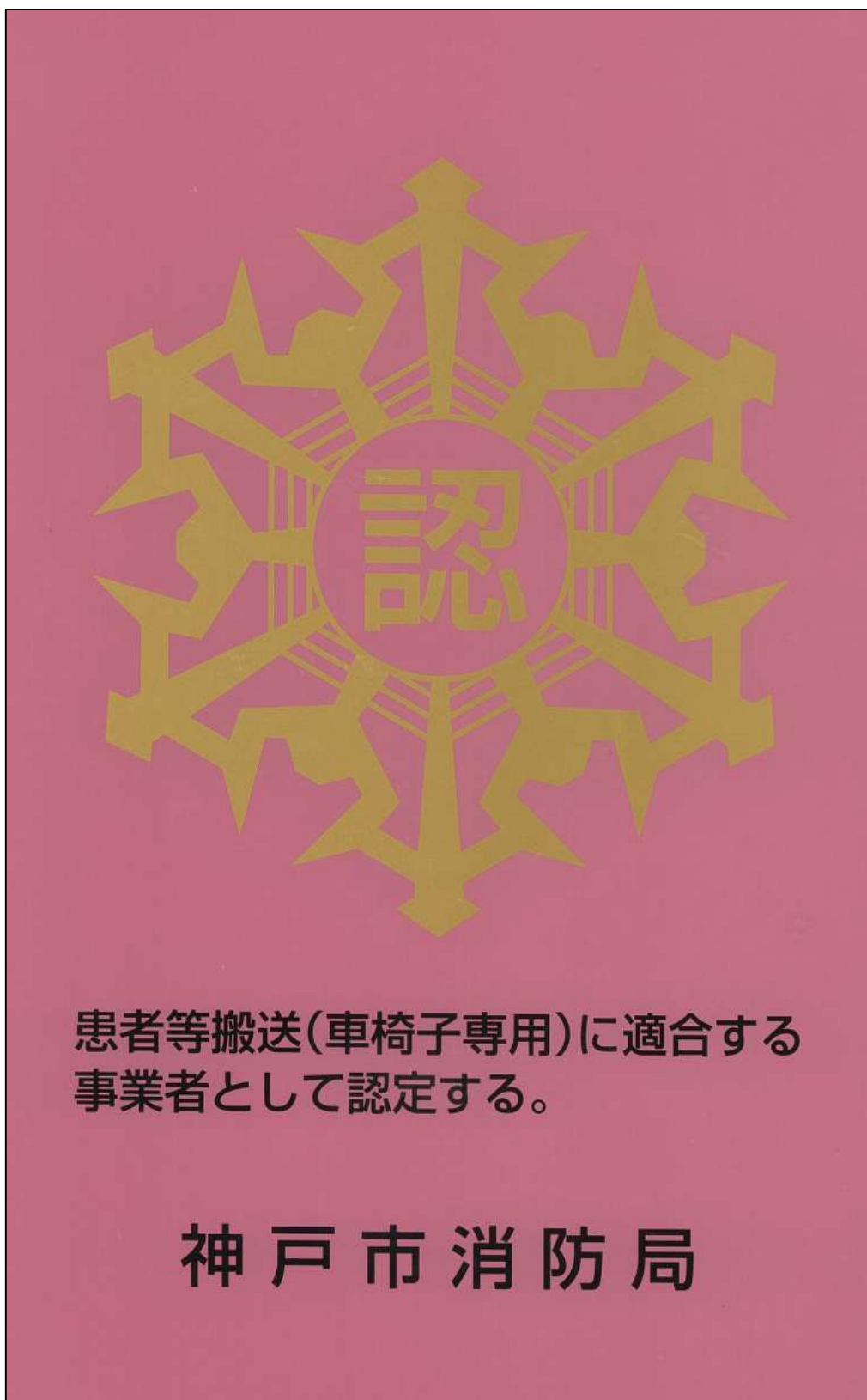
神戸市消防長

事業者認定マーク



地：緑色 文字：黒色 マーク：金色 マークの直径：17.5cm 枠：縦 36cm 横 23.7cm

事業者認定マーク



地：ピンク 文字：黒色 マーク：金色 マークの直径：17.5cm 枠：縦 36cm 横 23.7cm

様式第 16 号の 1 (第 23 条関係)

患者等搬送用自動車認定マーク



地：緑色 文字：黒色 マーク：金色 直径：9 cm

患者等搬送用自動車認定マークは、自動車後面であって運転者の視野を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

様式第 16 号の 2 (第 23 条関係)

患者等搬送用自動車認定マーク (車椅子専用)



地：ピンク色 文字：黒色 マーク：金色 直径：9 cm

患者等搬送用自動車認定マークは、自動車後面であって運転者の視野を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

認定証等受領書

年 月 日	
神戸市消防長 宛	
受領者 職・氏名	
下記の事業者に係る患者等搬送事業認定証書等を受領しました。 なお、認定有効期限が経過したとき若しくは基準不適合等により、貴職から返納を命ぜられたときは、速やかに返納します。	
記	
事業者名	
代表者 職・氏名	
所在地	電話（ ）
認定交付番号	第 号
認定有効期限	年 月 日 まで
搬送事業者認定証	枚
事業者認定マーク	患者等搬送用自動車 枚 車椅子専用 枚
自動車認定マーク	患者等搬送用自動車 枚 車椅子専用 枚

認定事業者台帳

事業者名		認定番号	第 号
代表者 職・氏名			
所在地	電話 () FAX ()		
新規認定	年 月 日	廃止年月日	年 月 日
更新認定	年 月 日	更新認定	年 月 日
更新認定	年 月 日	更新認定	年 月 日
更新認定	年 月 日	更新認定	年 月 日
事業者認定マーク	ストレッチャー及び車椅子 (枚) 車椅子専用 (枚)		
自動車認定マーク	ストレッチャー及び車椅子 (枚) 車椅子専用 (枚)		
適任証取得者数	名		
車両情報	台数	ストレッチャー及び車椅子	台
		車椅子専用	台
	自動車登録番号	<input type="checkbox"/> ストレッチャー及び車椅子 <input type="checkbox"/> 車椅子専用	
		<input type="checkbox"/> ストレッチャー及び車椅子 <input type="checkbox"/> 車椅子専用	
		<input type="checkbox"/> ストレッチャー及び車椅子 <input type="checkbox"/> 車椅子専用	
		<input type="checkbox"/> ストレッチャー及び車椅子 <input type="checkbox"/> 車椅子専用	
(備考)			

認定証等再交付申請書

年 月 日			
神戸市消防長 宛			
申請者 氏 名			
下記の患者等搬送事業認定証等を（亡失・減失・汚損・破損）しましたので、再交付を申請します。			
記			
事業者名			
代表者 職・氏名			
所在地	電話（ ）		
認定証交付年月日	年 月 日	認定証交付番号	第 号
再交付申請区分	1 患者等搬送事業者認定証 2 事業者認定マーク 3 自動車認定マーク (<input type="checkbox"/> ストレッチャー及び車椅子) (<input type="checkbox"/> 車椅子専用)		
再交付の理由			
※受付			

(注) ※印欄は記入しないこと

変更・休止・廃止届出書

年 月 日			
神戸市消防長 宛			
申請者 氏 名			
患者等搬送事業を（変更・休止・廃止）しますので、下記のとおり届出ます。			
記			
事業者名			
代表者 職・氏名			
所在地	電話（ ）		
認定証交付年月日	年 月 日	認定証交付番号	第 号
届出の理由			
※受付			

- (注) 1 事業者若しくは患者等搬送用自動車を減じたときは当該認定マーク等を返納すること
2 ※印欄は記入しないこと

特異事案・事故発生等報告書

年 月 日			
神戸市消防長 宛			
申請者 氏 名			
患者等搬送事業者において発生した特異事案等は、下記のとおりでしたので報告します。			
記			
事業者名			
代表者 職・氏名			
所在地	電話（ ）		
認定証交付年月日	年 月 日	認定証交付番号	第 号
特異事案等の内容	<input type="checkbox"/> 業務中，患者等が死亡した <input type="checkbox"/> 業務中，患者等が負傷した <input type="checkbox"/> 業務中，患者等搬送用自動車が交通事故を起こした <input type="checkbox"/> その他 ()		
その後の処置			
※受付			

(注) 特異事案等の報告に関する資料及び写真等を添付すること

患者等搬送状況報告書

年 月 日		
神戸市消防長 宛		
事業者名 氏名		
当事業者の 年 月中の患者等搬送状況は、次のとおりでしたので報告します。		
搬送実績*	当月	累計
当月の搬送件数		
うち病院間の搬送件数		
救急車を要請した件数	搬送要請時に要請	
	搬送要請者の依頼場所到着時に要請	
	患者等搬送中に要請	
医師若しくは看護師（乗務員を除く）が同乗した件数		
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める 全感染症類型の内、「一類感染症・二類感染症・新感染症・新型インフル エンザ等感染症」の患者を搬送した件数		
応急処置の実施件数	当月	累計
AED を使用（除細動の有無を問わず）		
心肺蘇生を実施（胸骨圧迫のみを含む）		
人工呼吸（資器材，方法は問わず）のみを実施		
気道確保を実施		
嘔吐物の処置を実施		
創傷の処置を実施		
小計		

*件数については患者等搬送事業者として登録している車両で搬送した実績を報告するものとする。

患者等搬送事業者調査結果通知書

年 月 日
様
調査員 氏 名
<p>患者等搬送事業指導要綱第 29 条第 2 項に基づいて調査した結果について、下記のとおり通知します。速やかに改善してください。</p> <p>なお、指示された内容については、年 月 日までに改善計画・結果報告書により、消防長あて報告してください。</p>
記

調査対象事業者等	事業者名	
	代表者 職・氏名	
	所在地	電話 ()
	適任証 取得者数	
認定交付番号		
調査年月日	年 月 日	
調査内容		
指示内容		

改善計画・結果報告書

年 月 日			
神戸市消防長 宛			
申請者 氏 名			
患者等搬送事業者調査結果通知書または認定休止通知書において指示された事項の改善計画・結果については、下記のとおりですので報告します。			
記			
事業者名			
代表者 職・氏名			
所在地	電話 ()		
認定証交付年月日	年 月 日	認定証交付番号	第 号
指示の内容 及びその後の処置			
※受付			

認定取消通知書

神消警救第 号 年 月 日	
様	
神戸市消防長	
<p>下記理由により、神戸市消防局が認定する患者等搬送事業者として不相当と認められるので、認定を取消します。なお、認定証等を速やかに返納してください。</p>	
記	
事業者名	
代表者 職・氏名	
所在地	電話 ()
取消理由	

(問い合わせ先)

〒650 - 8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市消防局警防部救急課 電話(078)325-8524

認定調査書

年 月 日

神戸市消防長 様

調査員
氏 名

患者等搬送事業指導要綱第 30 条第 2 項に基づいて調査した結果は、下記のとおりでしたので報告します。

記

調査対象事業者等	事業者名	
	代表者 職・氏名	
	所在地	電話 ()
認定交付番号		
調査年月日	年 月 日	
調査内容		
調査員の意見		

認定休止通知書

神消警救第 号 年 月 日	
様	
神戸市消防長	
<p>下記理由により、神戸市消防局が認定する患者等搬送事業者として、不適切な事項が認められたため、指導事項が改善できるまでの間、一時的に認定を休止します。</p>	
記	
事業者名	
代表者 職・氏名	
所在地	電話 ()
休止理由	

(問い合わせ先)

〒650 - 8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市消防局警防部救急課 電話(078)325-8524